

# 労働審判制度 15周年

## ～労働審判制度のこれまでの歩み～



令和元年11月に撮影されたものです。現在、各地方裁判所では、各地域の実情等を踏まえ、感染防止対策に取り組んでいます。

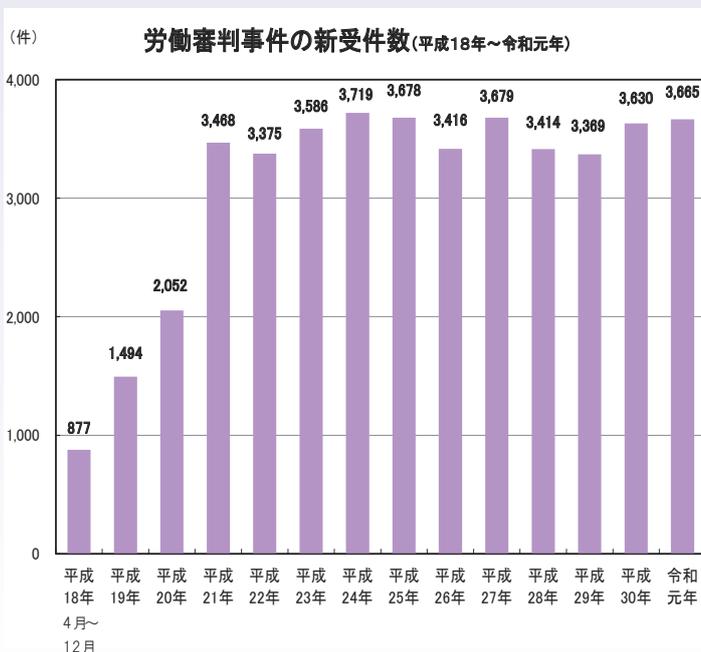
【審理の様子（イメージ）】

労働審判制度は、平成18年4月に開始され、令和3年4月に制度開始15周年を迎えました。

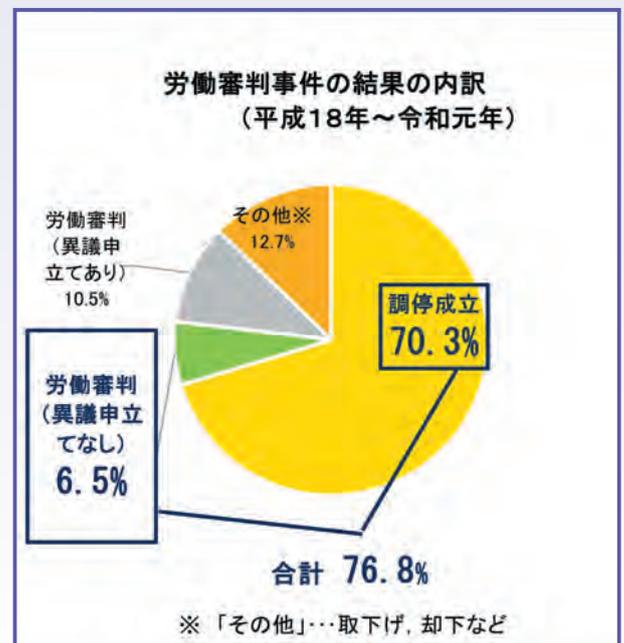
この制度は、増加する個々の労働者と事業主の間の労働関係のトラブルを、迅速、適正かつ実効的に解決するために、司法制度改革の一環として誕生した制度であり、現在、年間3,000件以上の申立てがあります。【グラフ1】

これまで、労働審判制度の3つの特徴である「専門性」、「迅速性」、「柔軟性」を活かしつつ、解雇や給料の未払など、多くの労働関係のトラブルが解決されてきました。

【グラフ1】



【グラフ2】



# 労働審判制度の3つの特徴

## 迅速性

労働審判手続は、原則として3回以内の期日で審理を終えることになっているため、迅速な解決が期待できます。

平成18年から令和元年までに終了した事件の平均審理期間は**77.2日**であり、制度開始以来、多くの事件が申立てから3か月以内に終了しています。

## 専門性

労働審判手続は、裁判官である労働審判官1名と、労働関係に関する専門的な知識や経験を持つ労働審判員2名から構成される労働審判委員会が行います。このように、**労働関係の専門家**が、裁判官と一緒に審理や判断に加わることが労働審判手続の特徴の1つとなっています。



【労働審判委員会（イメージ）】

労働審判委員会は、当事者双方の言い分や証拠等を確認すると、まず、調停という話し合いによる解決を試みます。話し合いがまとまると手続は終了し（調停成立）、話し合いがまとまらない場合は、労働審判委員会が労働審判と呼ばれる判断を示します。調停でも、労働審判でも、トラブルの実情に即した柔軟な解決ができる仕組みになっています。

制度開始以来、全体の約7割の事件で調停が成立し、これに労働審判に対する異議申立てがなく確定したものを合わせると、**8割近く**の事件が労働審判手続の中で最終的に解決されています。【グラフ2】

## 柔軟性

# ニーズに応じた手続

### テレビ会議

労働審判委員会の判断により、実際に事件を扱う裁判所から遠く離れた場所に住んでいる方でも、テレビ会議を利用して、最寄りの裁判所で期日における手続に参加することができます。

### ウェブ会議

令和2年から、一部の庁で、労働審判委員会の判断により、裁判所と弁護士事務所等をウェブ会議でつないで手続を進めることができるようになり、順次利用できる庁が広がっています。



これからも、利用者のニーズに応えながら、労働審判制度の特徴を最大限活かし、労働関係のトラブルを迅速、適正かつ実効的に解決できるよう、取り組んでいきます。